

新座市職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 2 月 20 日

新座市長 並 木



新座市規程第 / 号

新座市職員服務規程の一部を改正する規程

新座市職員服務規程（昭和46年新座市規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（履歴事項追加変更届）</p> <p>第22条 職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、履歴事項追加変更届に必要な書類を添えて、提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 氏名、<u>電話番号又は緊急連絡先</u>の変更を生じたとき。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>（履歴事項追加変更届）</p> <p>第22条 職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、履歴事項追加変更届に必要な書類を添えて、提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 氏名の変更を生じたとき。</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。